

「イソプロチオラン」、「チアジニル」及び「ベンゾビシクロン」の食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づく食品健康影響評価について

令和 6 年 7 月 30 日
農林水産省消費・安全局農産安全管理課

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項の登録を受けている農薬については、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき再評価を受けることとされており、再評価においては、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき最新の科学的知見に照らして農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うこととされている。

今般、下記の有効成分を含む農薬の再評価を行うに当たって、最新の科学的知見に照らして食品の安全性を確保する必要があるため、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を要請するものである。

食品健康影響評価を要請する農薬の概要は、別添のとおりである。

なお、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）における食品中の残留基準を変更する必要がある場合には、別途消費者庁より、食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づく評価要請が行われることとなる。

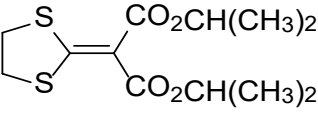
1. イソプロチオラン
2. チアジニル
3. ベンゾビシクロン

イソプロチオラン

1. 今回の評価要請の経緯

令和5年6月23日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	イソプロチオラン (Isoprothiolane)	
構造式		
用途	殺菌剤、植物成長調整剤	
作用機作	リン脂質生合成阻害に基づく菌糸の生育阻害作用により殺菌効果を示す。 (FRAC分類：6)	
日本における登録状況	初回登録年	1974年
	登録農薬数	15
	適用作物	稲、果樹等
	使用方法	散布、土壌灌注等
国際機関、海外の状況	JMPR	ADI = 0.1 mg/kg体重/day (2017年) ARfD = 設定の必要なし (2017年)
	国際基準	米、バナナ等
	諸外国	米国：米、バナナ 欧州：米、柑橘類等 カナダ、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成19年 8月21日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成20年 2月28日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【2】 平成22年 1月 4日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成22年 9月16日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【3】 平成24年 5月16日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成24年12月10日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【4】 平成30年 3月 7日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成30年 8月28日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【5】 令和 4年 5月25日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 令和 4年 8月 9日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.1 mg/kg体重/day ARfD = 0.5 mg/kg体重</p>	

FRAC：殺菌剤抵抗性対策委員会

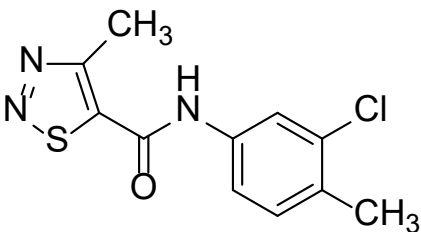
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

チアジニル

1. 今回の評価要請の経緯

令和5年3月20日～3月22日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	チアジニル (Tiadinil)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機作	病原菌に対する直接的な作用はなく、本剤を処理することにより稲のいもち病等に対する抵抗性が誘導されることで効果を発揮すると考えられている。 (FRAC分類：P3)	
日本における登録状況	初回登録年	2003年
	登録農薬数	26
	適用作物	稲
	使用方法	育苗箱処理、側条施用、湛水散布等
国際機関、海外の状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、欧州、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成19年 3月 5日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成19年 7月13日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成19年10月25日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【2】 令和 2年 2月13日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 令和 2年 9月15日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.04 mg/kg体重/day</p> <p style="text-align: center;">ARfD = 1.5 mg/kg体重</p>	

FRAC：殺菌剤抵抗性対策委員会

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ベンゾビシクロン

1. 今回の評価要請の経緯

令和5年5月30日～6月29日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	ベンゾビシクロン (Benzobicyclon)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機作	<p>プラストキノン生合成経路の4-HPPDを阻害することにより、間接的にカロチノイド生合成の停止を伴うクロロフィル量の減少を引き起こし、除草効果を発現すると考えられている。</p> <p>(HRAC分類：27)</p>	
日本における登録状況	初回登録年	2001年
	登録農薬数	157
	適用作物	稲
	使用方法	湛水散布等
国際機関、海外の状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国：米 カナダ、欧州、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成19年 3月 5日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成20年 3月13日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ADI = 0.034 mg/kg体重/day</p>	

HRAC：除草剤抵抗性対策委員会

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議